

3月号 (522号)

《事実関係》

(1) A社の従業員Bは、業務終了後に事業所に設置された浴場で入浴中、浴槽の中で気を失い溺死した。そこで、Bの妻Xは、C労働基準監督署長に対し、労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という）に基づく遺族年金の支給請求をするとともに、労災就学援護費の支給申請をした。

(2) Cは、Xのした遺族年金の支給請求に対し、「業務遂行性が認められないため」との理由を付して不支給決定（以下「本件遺族年金不支給決定」という）をするとともに、Xのした労災就学援護費の支給申請に対し、「労災保険法 29 条 1 項 2 号及び同法施行規則 33 条 1 項 2 号所定の要件を充たさないため」との理由を付して不支給決定（以下「本件決定」という）をした。

(3) 本件遺族年金不支給決定と本件決定（以下「本件各決定」という）の各通知書は、同封してXに郵送された。なお、各通知書には、上記(2)以外に理由についての記載はなく、他に本件各決定の理由が記載された書面は同封されていなかった。

(4) Xは、本件遺族年金不支給決定を不服として、労災保険法 38 条 1 項に基づく審査請求をするとともに、本件決定を不服として、行政不服審査法に基づく審査請求をした（以下「本件審査請求」という）。ただし、本件遺族年金不支給決定についての審査請求に対しては、既に審査請求を棄却する旨の決定がなされている。

上記の事実関係を前提に、以下の1および2について、それぞれ検討せよ。なお、2の検討にあたり、1の検討結果を考慮する必要はない。

1. 本件決定に処分性は認められるか。
2. 処分性があるとして、本件決定に処分の取消事由となる違法性は認められるか。ただし、本件遺族年金不支給決定の違法性については検討しなくてよい。

《労災就学援護費の支給要件について》

労災就学援護費は、労災保険法に基づく障害年金や遺族年金等の保険給付を受けている者が同法施行規則 33 条 1 項各号所定の要件を充たす場合に追加的に支給されるものであり、同法 29 条 1 項 2 号の「遺族」とは、同法に基づく遺族年金を現に受給している者をいうと解されている。

なお、労災就学援護費の支給手続は、厚生労働省労働基準局長の定める「労災就学等援護費支給要綱」に規定されており、支給を受けようとする者は、所轄の労働基準監督署長に申請書を提出しなければならず、申請を受けた労働基準監督署長は、支給・不支給の決定をし、その旨を書面により申請者に通知することとされている（同要綱 7(1)）。

[参照条文]

○労災保険法（抄）

第 2 条の 2 労働者災害補償保険は、……業務上の事由……による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に関して保険給付を行うほか、社会復帰促進等事業を行うことができる。

第 29 条 1 項 政府は、この保険の適用事業に係る労働者及びその遺族について、社会復帰促進等事業として、次の事業を行うことができる。

2 号 被災労働者……の遺族の就学の援護……を図るために必要な事業

同条 2 項 前項各号に掲げる事業の実施に関して必要な基準は、厚生労働省令で定める。

○労災保険法施行規則（抄）

第 1 条 3 項本文 ……労災就学等援護費……に関する事務は、……事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長……が行う。

第 32 条 法第 29 条第 1 項第 2 号に掲げる事業として、労災就学援護費……の支給を行うものとする。

第 33 条 1 項 労災就学援護費は、次のいずれかに該当する者に対して、支給するものとする。

1～5 号 （略）

同条 2 項 労災就学援護費の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

1～4 号 （略）

同条 3 項 前 2 項に定めるもののほか、労災就学援護費の支給に関し必要な事項は、厚生労働省労働基準局長が定める。

2月号 (521号)

Aは、猛吹雪の夜、Y県が設置・管理する道路上において（以下「本件道路」という）、地吹雪によって生じた雪の吹き溜まりに自身の運転する自動車ごと埋まり、車内に流れ込んだ排気ガスによる一酸化炭素中毒によって死亡した（以下「本件事故」という）。

以下の事実関係を前提に、亡Aの妻Xが提訴した国家賠償請求訴訟において、Y県に国賠法2条1項に基づく損害賠償責任が認められるか検討せよ。

《事実関係》

(1) 本件道路には、道路脇の路肩（風上側）に、高さ3.3メートル、地表と最下部の防雪板の間隔が1メートルの吹き払い柵（以下「本件吹き払い柵」という）が、Y県によって設置・管理されていた。

(2) 吹き払い柵とは、複数の防雪板を道路側に傾斜させて取り付けられた構造の防雪柵であり、地表と最下部の防雪板の間隔を広くとることにより、その間を通り抜ける風によって路面の雪を吹き払うとともに、運転手の視界を確保する機能があるが、これらの機能を維持するには地表と最下部の防雪板の間隔を十分に確保する必要があり、積雪深が1.5メートル以上の道路には適していない。

(3) 本件道路における平成23年から令和2年までの間の最大積雪深は、1.14メートルであった。また、本件吹き払い柵が設置された令和2年以降、本件道路において、高さ2メートルを超えるほどの巨大な吹き溜まりができることはなかった。

(4) 令和2年以降、吹雪を原因とする本件道路の通行止め規制が行われたのは3回のみであり、また、本件道路については、夜間の除雪作業は行わないことが道路利用者に周知されていた。

(5) 本件事故当日、午後4時頃に本件道路付近の地域に暴風雪警報が発表され、午後5時以降に急激に風雪が強まり、午後7時頃には、周囲が見えないほどの猛吹雪（暴風雪）となった。

(6) Y県では、週に2回の頻度で本件道路の定期パトロールを実施していたほか、異常気象により災害発生のおそれがある場合には特別パトロールを実施することとしていたが、本件事故当日は、定期パトロールも特別パトロールも実施されなかった。

(7) Aは、当日午後6時過ぎに勤務先を出て、自動車で自宅へ向かったが、午後7時頃に本件道路付近でAの自動車が目撃されたのを最後に消息が途絶え、翌日午後3時頃、Y県から委託されて本件道路の除雪作業をしていたBによって、高さ2メートルの雪の吹き溜まりに自動車ごと埋まった状態で発見された。その後、Aは排気ガスによる一酸化炭素中毒で同日午前4時頃に死亡したことが判明した。

注：ウェブサポートに「吹き払い柵」の写真を掲載しています。上記の事実関係だけではイメージがつかめない方は、そちらを参照してください。

[参照条文]

○国家賠償法（抄）

第 2 条 1 項 道路，河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があったために他人に損害を生じたときは，国又は公共団体は，これを賠償する責に任ずる。

1月号 (520号)

Xは、自宅と幅員4メートルの道路を挟んだ向かいの土地(以下「本件土地」という)に建っている空き家(以下「本件空き家」という)が老朽化して屋根の一部が崩壊し、強風の日に瓦等が道路上に崩落したことがあったことから、Y市の空き家対策課に相談した。

Y市の担当者は、現地調査の結果、本件空き家は、そのまま放置すると道路利用者にとって著しく危険となるおそれがあり、「空家等対策の推進に関する特別措置法」(以下「空家法」という)2条2項の特定空家に該当すると判断し、同法14条1項(令和5年改正前のもの。以下、同じ)に基づき、本件土地と本件空き家の所有者であり、市内の別の場所に居住しているAに対して、本件空き家を除却するよう指導した。

しかし、その後もAが本件空き家を除却しなかったため、Xは、Y市の担当者に、空家法14条2項に基づき本件空き家を除却するよう勧告した上で(以下「本件勧告」という)、同条3項の除却命令や同条9項に基づく代執行をしてほしいと要請したが、Y市の担当者は、本件勧告をしなかった。そこで、Xは、Yを被告に、Aに対して本件勧告をするよう求める非申請型義務付け訴訟(行訴3条6項1号)を提起した。

以下についてそれぞれ検討せよ。なお、2の検討にあたり、1の検討結果を考慮する必要はない。

1. 本件勧告に処分性はあるか。
2. 本件勧告に処分性があるとして、Xは、本件勧告を求めるにつき法律上の利益(行訴37条の2第3項)を有するか。

《住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例》

空き家の敷地については、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例(地税349条の3の2)が適用され、更地と比べて固定資産税が軽減されるが、空家法14条2項の勧告を受けた場合、当該特例の適用対象外となり、勧告を受ける前と比べて固定資産税額が最大で6倍になる。

なお、固定資産税の納付義務は賦課決定処分によって確定すると解されており、当該処分については、行政不服審査法に基づく審査請求をすることができ、さらに、当該審査請求に対する裁決を経た上で、取消訴訟を提起することができる。

[参照条文]

○空家法(抄)

第1条 この法律は、……地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、……空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

第2条2項 ……「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる

おそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

第 14 条 2 項 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、……除却、修繕……その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

同条 3 項 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、……その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

同条 9 項 市町村長は、第 3 項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき……は、行政代執行法……の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

12月号 (519号)

株式会社 A は、Y 県 B 市内にある都市計画区域内の自然林の一部を造成してマンションを建築することを計画し、都市計画法（以下「法」という）29 条 1 項所定の開発許可を受けるため、開発行為をマンション用宅地の造成、開発区域を B 市内の自然林の一部（以下「本件開発区域」という）、開発許可に係る予定建築物をマンション（共同住宅）とする内容の開発許可申請書を Y 県知事に提出した。

Y 県知事がこれを許可したところ（以下「本件開発許可」という）、A の計画するマンション建築に反対する近隣住民 X が、本件開発許可の取消しを求めて取消訴訟を提起した（以下「本件訴訟」という）。

その後、本件訴訟の係属中に、本件開発許可に係る宅地の造成工事が完了し、法 36 条 2 項に基づく検査済証の交付および同条 3 項に基づく公告がなされた。

本件訴訟において、狭義の訴えの利益は認められるか。本件開発区域が市街化区域に指定されている場合と、市街化調整区域に指定されている場合について、それぞれ検討せよ。

なお、X の原告適格は認められるものとする。

[参照条文]

○都市計画法（抄）

第 4 条 12 項 この法律において「開発行為」とは、主として建築物の建築……の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更をいう。

第 13 条 1 項 7 号 ……市街化区域については、少なくとも用途地域を定めるものとし、市街化調整区域については、原則として用途地域を定めないものとする。

第 29 条 1 項 本文 都市計画区域……内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事……の許可を受けなければならない。

第 37 条 本文 開発許可を受けた開発区域内の土地においては、前条第 3 項の公告〔開発行為に関する工事が完了した旨の公告〕があるまでの間は、建築物を建築し……てはならない。

第 42 条 1 項 何人も、開発許可を受けた開発区域内においては、第 36 条第 3 項の公告があった後は、当該開発許可に係る予定建築物等以外の建築物……を新築し……てはならない。ただし、……当該開発区域内の土地について用途地域等が定められているときは、この限りでない。

第 43 条 1 項 本文 何人も、市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内においては、……建築物を新築……してはならない。

11 月号 (518 号)

本件は、Y 県知事が A 社に対し森林法 10 条の 2 に基づいて行った開発許可（以下「本件開発許可」という）について、開発区域のある B 町に居住する X らがその取消しを求めて出訴した事案である。

以下の事実関係を前提に、X1 および X2 の原告適格について論ぜよ。

《事実関係》

- (1) 本件開発許可は、B 町内の山林におけるゴルフ場造成（面積約 120 ヘクタール）を内容とする開発行為（以下「本件開発行為」という）についてのものであり、その開発区域（以下「本件開発区域」という）は、B 町を流れる C 川上流に位置し、同川の水源となっている。なお、C 川流域では、過去 10 年間で 2 度、大雨による水害が発生している。
- (2) X1 は、本件開発区域から約 30 キロメートル離れた市街地に居住しているが、本件開発区域から C 川に沿って下方に約 200 メートル離れた場所に土地と建物（以下「本件土地建物」という）を所有しており、X2 は、本件土地建物を X1 から賃借し居住している。

[参照条文]

○森林法（抄）

第 1 条 この法律は、森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もって国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とする。

第 10 条の 2 第 1 項 地域森林計画の対象となっている私有林……において開発行為……をしようとする者は、……都道府県知事の許可を受けなければならない。（以下略）

同条 2 項 都道府県知事は、前項の許可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない。

- 1 号 当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。
- 1 号の 2 当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。
- 2 号 当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。
- 3 号 当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。

10月号(517号)

Xは、市街化調整区域において介護施設を設置しようと考え、都市計画法(以下、「法」という)30条に基づく開発許可申請を行うため、当該開発行為に関係がある公共施設(道路)の管理者であるY市のA市長に対し、法32条1項所定の同意を求める同意願いをした。しかし、Aは、Xに対し、周辺住民が反対していることを理由に同意をしない旨の通知(以下、「本件不同意通知」という)をしたため、Xは、Y市を被告として、本件不同意通知の取消しを求めて出訴した。

本件不同意通知の処分性について論ぜよ。なお、市街化調整区域とは、「市街化を抑制すべき区域」(法7条3項)として指定された都市計画区域をいう。

[参照条文]

○都市計画法(抄)

第29条1項 都市計画区域……において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事……の許可を受けなければならない。[ただし書略]

第30条1項 前条第1項……の許可(以下「開発許可」という。)を受けようとする者は、……次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。[1号～5号略]

同条2項 前項の申請書には、第32条第1項に規定する同意を得たことを証する書面……を添付しなければならない。

第32条1項 開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為に関係がある公共施設の管理者と協議し、その同意を得なければならない。

同条3項 [第1項]……に規定する公共施設の管理者……は、公共施設の適切な管理を確保する観点から、[第1項]……の協議を行うものとする。

第33条1項 都道府県知事は、開発許可の申請があった場合において、当該申請に係る開発行為が、次に掲げる基準……に適合しており、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、開発許可をしなければならない。[1号～14号略]

第34条 前条の規定にかかわらず、市街化調整区域に係る開発行為……については、当該申請に係る開発行為及びその申請の手続が同条に定める要件に該当するほか、当該申請に係る開発行為が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合でなければ、都道府県知事は、開発許可をしてはならない。[1号～14号略]

9月号 (516号)

Y市職員で組織される労働組合Xは、平成23年度から令和3年度までの間、市庁舎の一室（以下「本件事務室」という）について、各年度ごとに地方自治法238条の4第7項に基づく目的外使用許可を受け、継続的に組合事務所として使用していた。

令和3年11月の市長選挙で初当選し翌月にY市長に就任したAは、市長就任後、長年にわたり市庁舎内の行政事務スペース不足が放置されてきたことを知り、その解消策として、今後は労働組合による市庁舎の組合事務所としての目的外使用を認めない方針を示した。これを受け、Y市の担当者は、令和4年1月30日、Xに対し、次年度は本件事務室の目的外使用を許可しないことを告げ、目的外使用許可期間が満了する同年3月末までに本件事務室を退去するよう求めた。

Xは、令和4年2月17日、本件事務室について令和4年度の目的外使用の許可申請をしたが、A市長は、同月21日、行政事務スペースとして使用する必要があることを理由に、Xの申請を不許可とした（以下「令和4年度不許可処分」という）。しかし、Xは、同処分は憲法28条が保障する団結権等の侵害にあたり違憲・違法であると主張し、本件事務室を退去しなかった。なお、Y市では、X以外にも5つの労働組合がそれぞれ各年度ごとに目的外使用許可を受けて市庁舎内の各部屋を組合事務所として継続的に使用していたが、いずれも同年2月下旬に目的外使用不許可処分を受け、同年3月末までに市庁舎を退去している。

Xは、令和5年2月16日、本件事務室について令和5年度の目的外使用の許可申請をしたが、A市長は、前年と同様、行政事務スペースとして使用する必要性があることを理由に、当該申請を不許可とした（以下「令和5年度不許可処分」といい、令和4年度不許可処分と合わせて「本件各不許可処分」という）。

本件各不許可処分はそれぞれ適法か。なお、地方公務員法や労働組合法については検討しなくてよい。

[参照条文]

○地方自治法（抄）

第238条4項 行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産を……いう。

第238条の4第7項 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

○憲法（抄）

第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

8月号 (515号)

風光明媚な避暑地であり別荘が多く所在することで有名な A 市では、市の水道事業の収入が支出を大幅に下回り、毎年 1 億円以上を税金から補填していた。

A 市は、水道事業の赤字の原因は、別荘に係る給水契約者（以下「別荘給水契約者」という）の負担する平均年間水道料金が、別荘以外の 3 分の 1 にとどまることにあると考え、水道法 14 条に基づく水道供給規程を改訂し、別荘の水道基本料金を、一般住宅の 3 倍に引き上げた（以下「本件料金改定」という）。

本件料金改定は水道法 14 条 2 項 4 号に反しないか。以下の事実関係を前提に検討せよ。なお、地方自治法 244 条 3 項について検討する必要はない。

《事実関係》

(1) 水道料金は、使用した水の量に関わらず一定額を支払う基本料金と、使用した水の量に応じて算定される従量料金から構成される。また、A 市では、新たに水道の利用を開始する際、所定の加入金（一般住宅や別荘は 30 万円）を支払う必要がある。

(2) 水道事業は、年間を通して最大水道使用量に耐え得る水源と施設等を確保しなければならない。給水契約者が水道を利用しない期間も、それらの整備や維持に要する費用が発生する。なお、A 市の水道事業の支出は、給水量に関わらず発生する費用（固定費）が 9 割以上を占めており、給水量に応じて発生する費用（変動費）は 1 割未満である。

(3) A 市における別荘の水道基本料金は、従前は一般住宅と同じ月額 1,500 円であったが、本件料金改定により、別荘の基本料金のみが月額 4,500 円に増額された。その根拠として、A 市は、別荘は年間を通して水道使用量が少なく従量料金がほとんどかからないため、1 年あたりの水道料金を一般住宅と同程度にするには、別荘の基本料金を一般住宅の 3 倍にする必要があると説明している。

(4) A 市では、別荘については、水道の利用の中止（利用中止の届出をすることにより、水道を利用しない期間の基本料金が発生しなくなる仕組み）を認めておらず、別荘給水契約者は、水道を利用しない期間も基本料金を支払い続けるか、いったん水道の利用を廃止し、利用を再開する際に、再度加入金を支払わなければならない。

(5) A 市の水道事業の給水契約者数は、法人を含めて約 4,500 人であり、そのうち、別荘給水契約者は、約 1,500 人である。また、A 市には、1 年あたりの水道料金が 50 万円以上の大規模施設が 40 件存在するが、いずれも別荘以外の施設である。

[参照条文]

○水道法（抄）

第 14 条 1 項 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。

同条 2 項 前項の供給規程は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

4 号 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

7月号 (514号)

中国籍を有する男性 X は、日本人女性 A と婚姻し、出入国管理及び難民認定法（以下「出入国管理法」という）に基づき、「日本人の配偶者等」の在留資格で日本への上陸を許可された。X は、上陸後しばらくの間 A と同居していたが、その後、別居することとなり、さらに、A は、X を被告として婚姻無効確認の訴えを提起した（以下「本件訴訟」という）。

X は、A と別居した後も、1年ごとに「日本人の配偶者等」の在留資格による在留期間（1年）の更新を受けて日本に滞在していたが、令和元年9月に在留期間の更新を申請したところ、出入国在留管理庁の担当者 B は、本件訴訟が提起されたことにより、X の日本人の配偶者としての身分が否定される可能性があると考え、法務大臣名で、X の在留資格を「短期滞在」、在留期間を90日とする在留資格の変更処分をした（以下「本件在留資格変更処分」という）。

X は、在留資格変更申請をしていないのに一方的に在留資格が変更されたことについて抗議したが、B が本件訴訟の結果によって在留資格を決定する旨の説明をしたため、やむを得ず、それ以降、90日ごとに、本件訴訟が係属中であることを理由に「短期滞在」の資格による在留期間更新申請をし、各申請日にその許可を受けて日本に在留していた。

ところで、本件訴訟の第1審判決はAの請求を認容したものの、控訴審判決は、XとAの婚姻は無効ではないと判示して、第1審判決を取り消してAの請求を棄却し、これが確定した。なお、その後、Aは、いわゆる離婚調停を申し立てたが不調に終わったため、離婚請求訴訟を提起し、現在も係属中である。

X は、上記控訴審判決の2日前に、従前と同様、本件訴訟が係属中であることを理由に「短期滞在」の資格による在留期間更新申請をしたが、X から控訴審の判決言渡期日が2日後であることを聞いた B は、更新申請に対する許可・不許可の処分を留保し、控訴審判決が確定した後、判決確定により訴訟追行の必要性がなくなったとして、法務大臣名で、X の在留期間の更新申請を不許可とした（以下「本件処分」という）。

本件処分は適法か。法の一般原則の観点から検討せよ。なお、本件処分に至る一連の処分は、すべて有効であることを前提とする。

《在留期間の更新申請に係る判断要素について》

在留期間の更新申請がされた場合、法務大臣は、申請者が現に有する在留資格に対応する活動を引き続き行うのを適当と認めるに足りる相当の理由があるかどうかを判断すれば足り、原則として、他の在留資格に対応する活動を行わせることを適当と認めるに足りる相当の理由があるかどうかについて考慮する必要はないと解されている。

[参照条文]

○出入国管理法（抄）

第20条3項 前項の申請〔在留資格の変更の申請〕があった場合には、法務大臣は、当該

外国人が提出した文書により在留資格の変更を適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り、これを許可することができる。ただし、短期滞在の在留資格をもって在留する者の申請については、やむを得ない特別の事情に基づくものでなければ許可しないものとする。

第 21 条 3 項 前項の規定による申請〔在留期間の更新の申請〕があった場合には、法務大臣は、当該外国人が提出した文書により在留期間の更新を適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り、これを許可することができる。

6月号 (513号)

プレジャーボート（レジャー用小型船舶）の愛好家団体の代表者 X は、A 市内を流れる B 川の河口付近にプレジャーボートの係留施設を設置しようと考え、河口から上流に向かって約 750 メートルにわたり、無許可で、長さ 10 メートルの鉄杭（以下「本件鉄杭」という）100 本を、川の中央と右岸側にそれぞれ 15 メートル間隔で打ち込んだ。

これにより、現場付近は、船舶が航行可能な水路が水深の浅い左岸側だけとなり、特に夜間及び干潮時に航行する船舶にとって、非常に危険な状況であった。

地元の漁師から「非常に危険なので早急に対応して欲しい」との要請を受けた A 市の担当者は、直ちに現場の状況を確認し、X に対して本件鉄杭を至急撤去するよう伝え、X から「翌日には撤去する」旨の回答を得たが、翌日になっても X は本件鉄杭を撤去せず、危険な状況は解消されなかった。

その 2 日後、A 市市長 Y は、危険な状況を解消するため本件鉄杭の強制撤去を決定し、同日夜、A 市職員に命じて、本件鉄杭を撤去した。Y が本件鉄杭を撤去したことは適法か検討せよ。なお、河川法上の権限や公物管理権について検討する必要はない。

《漁港法（現・漁港漁場整備法）の適用関係》

- ・ B 川の河口付近は、漁港法（当時。以下同じ）の適用を受ける C 漁港の水域に指定されており、X が鉄杭を打ち込んだ現場は、その水域内にあった。
- ・ C 漁港の漁港管理者は A 市であり、Y は、同市市長として、C 漁港の管理権を行使する地位にあった。ただし、A 市は、漁港法 26 条に基づく漁港管理規程を定めていなかった。

[参照条文]

○漁港法（抄）

第 26 条 漁港管理者は、漁港管理規程を定め、これに従い、適正に、漁港の維持、保全及び運営その他漁港の維持管理をする責めに任ずる……。

○行政代執行法（抄）

第 2 条 法律（法律の委任に基く命令、規則及び条例を含む。以下同じ。）……に基き行政庁により命ぜられた行為（他人が代ってなすことのできる行為に限る。）について義務者がこれを履行しない場合、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、且つその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、当該行政庁は、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ……ることができる。

○民法（抄）

第 720 条 2 項 [緊急避難] (略)

5月号 (512号)

公立中学校の卓球部に所属する生徒 X は、部活動中、卓球部が練習場として使用していた中学校校舎 3 階の教室（以下「本件教室」という）の窓から転落し、10 メートル下の地面に衝突して、全治 6 か月の骨盤骨折等の重傷を負った（以下「本件事故」という）。

当該事案において、国家賠償法 1 条 1 項に基づく損害賠償責任が認められるか。以下の事実関係を前提に、教諭 A の注意義務違反の有無について検討せよ。

《事実関係》

(1) 本件教室には、上下 2 段に分かれた引き違い窓が設置されており、上段の窓の下端は床面から 2 メートルの高さに、下段の窓の下端は床面から 1 メートルの高さにあり、いずれの窓も、窓枠の寸法は、縦 90 センチメートル、横 170 センチメートル、幅（奥行）20 センチメートルであった。

(2) 本件教室には、窓に手すりや転落防止柵は設置されておらず、また、上段の窓を開閉するための踏み台等の器具も設置されていなかった。

(3) 卓球部では、熱中症になるのを防ぐため日頃から上段の窓を開けた状態で練習を行っていたが、10 年以上前から、顧問の教員が練習場に来る前に部員が上段の窓を開けておくのが伝統となっていた。

(4) 卓球部の部員らは、本件教室の上段の窓を開閉する際、日常的に、下段の窓のレール部分（下枠）の上に立って、上段の窓を開閉していた。その際、部員らは、下段の窓を閉めたまま下段の窓のレール部分に上ると足の踏み場が狭くバランスを崩しやすいことから、下段の窓を開けてから下段の窓のレール部分に上っていた。なお、卓球部では、ピンポン球が窓から外に出るのを防ぐため、練習中は下段の窓を閉めており、部員らは、上段の窓を開閉するときのみ、下段の窓を開けていた。

(5) A は、2 年前に卓球部顧問に就任し、放課後に本件教室で練習の指導等を行っていたが、A から部員に対し、窓を開ける作業について指示や注意をしたことは一度もなかった。

(6) 事故当日、X は、本件教室の上段の窓を開けるために下段の窓を開けてレール部分に上ったところ、足を滑らせて、開いていた下段の窓から外側に滑り出るようにして転落した。

[参照条文]

○国家賠償法（抄）

第 1 条 1 項 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

4月号 (511号)

A市内の病院へ救急搬送されて入院したXは、多額の預金を有していたが、認知症により判断能力を欠き預金の払戻しができず、身寄りもなかったため、入院費の支払ができない状態であった。そこで、A市長から生活保護の決定及び実施に関する権限の委任を受けていた福祉事務所長Bは、生活保護法25条1項に基づき、職権で、Xに対する生活保護の開始決定をし、Xの入院費は、同法に基づく医療扶助として病院に直接支払われることとなった。

その後、A市長は、家庭裁判所に対し、Xについて後見開始の申立てをし、後見開始の審判がされて確定した。これにより、裁判所に選任された成年後見人による預金の払戻しが可能になったことから、B所長は、保護の必要性がなくなったと判断し、Xに対する生活保護の廃止決定をした。さらにその後、B所長は、生活保護法63条に基づき、Xに対し、病院へ支払われた医療扶助費500万円の返還を求める決定（以下「本件決定」という）をした。なお、生活保護を受けている者（以下「被保護者」という）は、後期高齢者医療の被保険者から除外されているが、仮に、Xが生活保護の開始決定を受けていなかった場合、Xは後期高齢者医療の被保険者（自己負担割合1割）に該当し、X自身が負担しなければならなかった医療費の自己負担額は50万円であった。

B所長がXに500万円全額の返還を求めたことは適法か。以下の条文を参考に検討せよ。

[参照条文]

○生活保護法（抄）

第1条 この法律は、……国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

第4条1項 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

第25条1項 保護の実施機関は、要保護者が急迫した状況にあるときは、すみやかに、職権をもって保護の種類、程度及び方法を決定し、保護を開始しなければならない。

第63条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、……すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。